

令和5年度（2023年）税制改正～重要な改正項目～

令和4年12月中旬に令和5年度（2023年）税制改正が閣議決定されました。今回は主な改正内容の概要を紹介し、次回以降により詳しい解説を行います。

従来から検討されていた相続・贈与税の改正、NISA制度の拡充等、個人に係る税制に大きな変化がある一方で、法人税の改正は少なめになっています。今年度から適用されるインボイス制度については、少額値引き等の事務負担軽減と、インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置が整備されました。

主要な改正項目の概要

項目	内容	
相続・贈与税	1. 暦年課税の相続前贈与の加算期間の延長 (R6.1.1以降の贈与から)	暦年贈与(110万円/年の基礎控除)について、2027年(R9.1.1)以降からその相続時の加算期間が従来の相続前3年から段階的に前7年に延長されます。従って、2024年(R6.1.1)以降の贈与から相続時前贈与の加算期間に組込まれます。なお、相続時精算課税制度の見直しも行われます。
	2. 教育資金・結婚子育て資金の見直し、制度延長 (R5.4.1以降の信託等から)	適切な制度運用のため、一部内容の改正が行われ、契約終了後の残額に適用する税率が軽減された税率(特例税率)から、贈与税の一般税率に改正されます。また制度の適用期間が3年延長されました。
所得税	3. NISA 拡充・恒久化 (R6.1.1以降の契約から)	NISA制度は恒久化し、非課税保有期間が無期限となります。つみたてNISAは「つみたて投資枠」、一般NISAは「成長投資枠」に位置付けが置き換わり、年間投資上限額も拡大。
	4. 高所得者層の課税強化 (R7.1.1以降の所得から)	役員報酬等の給与等は高額になるほど税負担が重くなる(累進課税)一方、株式等や土地建物譲渡による所得は一律15%であり、譲渡が多いほど税負担が少なくなる。負担の適正化のための措置が設けられました。(新聞等では所得30億円以上からが対象と報道されています)。
消費税	5. 小規模事業者の負担軽減(従前 免税事業者) (R5.10.1以降)	インボイス制度の実施に伴い、免税事業者が課税事業者を選択した場合、3年間、納税額が課税売上に係る税額の2割に軽減措置が設けられます。(事前の申請手続等は不要)
	6. 少額の返還インボイスの交付義務免除 (R5.10.1以降)	返品・値引、振込手数料の差引等が発生した場合は、原則として「適格返還請求書(返還インボイス)」の発行が求められるが、「税込1万円未満」であれば、帳簿記載のみで処理が可能(従来の事務手続を踏襲可能)。

その他の改正項目

① 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制

対象となる資産から、管理を他に委託するコインランドリー設備、暗号資産マイニング設備等一定の資産を除外して、適用期限を2年延長(R7.3.31まで)。

② 中小企業者等の軽減税率

従前の制度はそのまま、適用期限を2年延長(R7.3.31までに開始する事業年度)。

③ 防衛力強化に係る財源確保

段階的に税制措置を行い、R9年度に1兆円を確保する。法人税額に対して新たな付加税(約4%)、所得税額に対して新たな付加税(1%) (復興特別所得税を1%引下げて負担軽減)、その他たばこ税を段階的に引上げる(R6年度以降の適切な時期に開始)。



@1月の予定

1/10・12月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

1/31・11月決算法人の確定申告

・2,5,8月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

